

■計画素案の主な修正箇所（素案その2から案への主な変更点）

NO	修正頁 ※素案その2の頁	修正項目	素案その2	修正後頁 ※案の頁	案	修正理由
1	34	1 計画の基本理念	この狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全するとともに、交流人口の増加に寄与するよう積極的に活用を図ってきます	34	この狭山丘陵の貴重な緑と水の資源を保全していきます。また、保全に支障のない範囲で、市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としての活用を推進し、交流人口の増加を図っていきます	（パブコム：提出者3 意見1） 「市民のための活用」の視点が抜けていたため、これを追加し、保全に支障のない範囲で市民及び来訪者の活用の場となるよう説明を修正する
2	44	5 計画の目標	実現の可能性に考慮して、それぞれの確保目標量を定めます	45	計画期間を考慮して、それぞれの確保目標量を定めます	（パブコム：提出者1 意見2） 「実現の可能性を配慮して」という文言が思考停止を招くため、「計画期間を考慮して」に修正する
3	57	2 緑地保全制度の継承	また、東京都は、自然公園法に基づき優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、瑞穂町から東村山市にかけての狭山丘陵を都立狭山自然公園として指定しています。	58	また、東京都は、自然公園法に基づき優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、瑞穂町から東村山市にかけての狭山丘陵を都立狭山自然公園として指定しています。	（東京都意見：環境局） 自然公園法だけでなく、都立自然公園条例」にもかかるため、「自然公園法等」に修正する
4	58	6 樹林等の適正な管理	狭山丘陵の生態系を守るため市民協働による計画的な萌芽更新などの管理を継続していきます	60	狭山丘陵の生態系を守り、生物多様性を維持していくため、市民協働による計画的な萌芽更新などの管理を継続していきます	（パブコム：提出者3 意見10） 萌芽更新などの人為的影響を受けることによって、生物多様性の高い状態を維持していることの理解を深められるようにするため、「生物多様性の維持」を追加する
5	58	8 緑地を自然と人との共生体験の場として活用	東京都と連携し、狭山丘陵の自然環境の保全に配慮しながら、散策やサイクリング、アスレチック、郷土博物館が行うバードウォッチング、狭山丘陵に自生する野草の観察など、自然と人との共生を体験できる場として積極的な活用を図っていきます	60	東京都と連携し、狭山丘陵の自然環境の保全に配慮しながら、散策やサイクリング、アスレチック、郷土博物館が行うバードウォッチング、狭山丘陵に自生する野草の観察など、市民の健康づくりや自然と人との共生を体験できる場として積極的な活用を図っていきます	（パブコム：提出者3 意見11） 散策やサイクリングなど、緑地の「健康づくりの場」としての役割について説明しているため、「市民の健康づくりや」という言葉を追加する
6	61	16 外来種対策	アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します	67	アライグマ（特定外来生物／緊急対策外来種）、ハクビシン（重点対策外来種）、オオカワチシャ及びオオキンケイギク（特定外来生物／緊急対策外来種）、オオバタクサ及びセイタカアワダチソウ（重点対策外来種）、ナガミヒナゲシ（その他）などの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します	（パブコム：提出者3 意見12） 「ナガミヒナゲシ」は国の生態系被害防止外来種リストに位置づけられていないが、「第二次東大和市環境基本計画」の施策「生物多様性の保全・再生」で、「アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシ」の具体的な名称を挙げて、対策を検討するとしている。また、「オオカワチシャ」、「オオバタクサ」、「セイタカアワダチソウ」についても、外来種として駆除する必要があると考えているため、それぞれ種名を掲載し、国の位置づけを明記する
7	68	36 幹線道路の歩道整備	幹線道路の新設や拡幅に合わせ、街路樹の整備された広幅員の歩道の確保に努め、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます	74	幹線道路の新設や拡幅に合わせ、街路樹の整備された快適な歩行空間の確保に努め、安全で歩きやすい歩道の整備を進めます	（東京都意見：都市整備局） 「広幅員の歩道の確保」という表現は適切でないため、環境軸ガイドラインを参考に東大和市都市マスタープランの記載に合わせて「快適な歩行空間の確保」と修正する
8	73	35 既存ルートの活用	また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマークの設置を推進し、自転車の通行空間を確保します	74	また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマークの設置を推進し、自転車の通行空間の整備に努め、自転車の安全利用及び交通ルールの啓発を行います。	（庁内意見） ナビマークの設置が自転車走行空間を確保することであると誤解を招く可能性があるため文章を修正する また、担当課からの意見を踏まえて啓発に関する取組みを追記する